

高松市監査委員告示第13号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年5月1日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同		大	西	均
同		大	西	智
同		山	下	誠

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)



令和6年5月1日

高松市監査委員

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H26	H27.2.20	第4号	意見	市として体系だったフェイスブックの発信体制構築について	P3	市民政策局		R6.3.31
2	H29	H29.11.30	第30号	指摘	支払期日について	P25	創造都市推進局	文化芸術振興課	R6.3.25
3				意見	【重点】行財政改革計画の進行管理について（「音の祭り事業」の実施方法の見直し）	P7			
4				意見	【重点】団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について	P10			
5	R元	R2.2.28	第4号	指摘	【重点】連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P24	創造都市推進局	文化芸術振興課	R6.3.25
6				指摘	【重点】行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P24			
7				意見	地区文化祭事業補助金について	P37			
8	R5	R5.11.30	第27号	指摘	個人情報の適正な取扱いについて	P5	創造都市推進局	農林水産課	R6.3.26
9				意見	交付金に係る実績確認について	P7		土地改良課	R6.3.29

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」及び「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度及び31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(1) 行財政改革計画等の検証

第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートして、早2年目を迎えることから、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）に対して、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施する。

また、上記以外の計画等に登載された事務事業についても、その実績や効果を検証する。

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

2 平成31年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	平成26年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成27年2月20日
区分	意見		
意見の項目	市として体系だったフェイスブックの発信体制構築について		
意見の内容	現在、市民政策局で情報発信されているフェイスブックが、他局管理のフェイスブックと共に、本市の政策の一環として、体系だった情報発信を行えるものとなるよう、総務局と連携のうえ、全庁的な情報発信体制の構築に取り組みたい。		
公表文該当 ページ	P3		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月31日
所管課等	市民政策局
措置結果	本件意見については、令和6年3月31日付けで市民政策局フェイスブックを閉鎖し、ソーシャルメディアを利用する際の基本原則や留意すべき事項などを定めた、高松市ソーシャルメディア運用ガイドライン 8(2)の規定に基づき、総務局と連携して、高松市公式フェイスブックによる情報発信を行うことで、統一的・効果的な運用を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	支払期日について		
指摘の内容	支払については、契約書に定められた支払期日を過ぎることのないよう、審査体制を強化し、適切に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	P25		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月25日
所管課等	創造都市推進局 文化芸術振興課
措置結果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、リスクマネジメント会議において、契約書に基づく適正な事務処理を行うよう、担当職員に周知徹底するとともに、決裁過程においても、管理職員を中心に、支払期日のほか契約書に定める内容を複数人で確認するなど、課内の審査体制を強化し、再発防止に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（「音の祭り事業」の実施方法の見直し）		
意見の内容	<p>平成28年度において十分な成果を得られていない実施項目については、計画期間内において期待される効果を達成できるよう、平成29年度においては、実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。</p> <p>なお、事情聴取の結果、「『音の祭り事業』の実施方法の見直し」及び「高松市美術館の利用率等の向上」については、平成29年度は、改善に向けた取組により一定の成果が得られており、取組を継続されたい。</p>		
公表文該当ページ	P7		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月25日
所管課等	創造都市推進局 文化芸術振興課
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度から、当事業を高松国分寺ホール指定管理者との共催事業とし、同ホールが持つ文化施設としてのノウハウを生かすことで、事業内容の充実と開催事務の円滑化を図った。</p> <p>また、これに合わせて、同ホール指定管理者を中心とする民間主体の自主的な実施に移行するため、令和2年3月の第8次行財政改革計画策定時に、個別目標と実施方法を修正したほか、5年度に負担金の額の見直しを実施した。</p> <p>今後とも、同ホール館長や地元の地域コミュニティ協議会長が委員として参画している音の祭り実行委員会の関係者とともに、更に事業効果を高めるための方策についての協議を継続する。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について		
意見の内容	補助事業者に対し、交付申請時及び実績報告時に財産目録等資産が分かる書類の提出を義務付けるとともに、補助事業者の財務状況を踏まえた補助金額の算定を行うなど、団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築を検討されたい。		
公表文該当 ページ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月25日
所管課等	創造都市推進局 文化芸術振興課
措置結果	<p>本件意見については、従前から、補助事業者から提出された総会資料に基づき、高松市補助金等の見直し方針に定める基本的見直し基準である、「直近2年の決算における繰越金の額が補助金等の額を超えるもの」等に該当しないことを確認していた。</p> <p>また、令和2年度から、高松市補助金等交付規則第8条の改正に伴い、補助事業者に対し、交付申請時や実績報告時に、補助金の必要性や用途についての関連書類の提出や説明を求めることにより、補助事業者の財務状況を踏まえた上で、補助金額を算定するなど、補助金交付に係るチェック体制を構築している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当ページ	P24		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月25日
所管課等	創造都市推進局 文化芸術振興課
措置結果	本件指摘事項については、令和2年4月1日に高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則が施行され、行政財産の目的外使用許可において、連帯保証人は不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月25日
所管課等	創造都市推進局 文化芸術振興課
措置結果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、行政財産使用許可台帳を作成することに改め、課内において周知するとともに、決裁後には、管理職員が行政財産使用許可台帳に登録されたことを確認するなど、適正な事務処理に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	意見		
意見の項目	地区文化祭事業補助金について		
意見の内容	地区文化祭事業補助金については、多くの地区が地域まちづくり交付金等を活用して実施している実情を踏まえ、地元と協議していくなど、補助金の在り方について、他地区との公平性の観点から検討されたい。		
公表文該当 ページ	P37		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月25日
所管課等	創造都市推進局 文化芸術振興課
措置結果	本件意見については、令和3年3月末をもって、当該補助金を廃止した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第27号	告示日	令和5年11月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	個人情報の適正な取扱いについて		
指摘の内容	個人情報を取り扱う委託業務については、受注者に対し、「個人情報取扱特記事項」を遵守するよう求めるとともに、所属内においても、委託先及び再委託先で個人情報が適正に取り扱われるよう、管理・監督を徹底されたい。		
公表文該当 ページ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月26日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和6年1月のリスクマネジメント会議において、指摘事項の報告や対応内容の検討等を行い、個人情報取扱特記事項等を確認し、個人情報の取扱いについて適正に行うよう指示するとともに、課内回覧にて課員全員に周知し、再確認を行った。</p> <p>なお、監査結果報告を受けて以降、当該指摘事項と同一又は類似案件はない。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第27号	告示日	令和5年11月30日
区分	意見		
意見の項目	交付金に係る実績確認について		
意見の内容	本市の要綱に規定する「実績報告書」に確認資料等を添付することによる実績確認については、活動組織及び所管課の事務負担も考慮した上で、適正かつ効率的に実施できるよう、検討されたい。		
公表文該当ページ	P7		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月29日
所管課等	創造都市推進局 土地改良課
措置結果	本件意見については、令和6年3月に、高松市多面的機能支払交付金交付要綱を改正し、同交付金の実績報告書に添付する、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料等については、国の要綱及び要領に規定する実施状況報告書等により確認することとし、適正かつ効率的に実績確認ができるよう事務手続を改めた。